

事業所主体による商品開発を支援します！**令和4年度「ふれあい商品」（自主製品）
商品力向上支援制度実施事業所の募集について****事業内容**

障害者が作る「ふれあい商品」（自主製品）の商品力向上（＝魅力アップ＝ブランド化）を支援し、販売を前提とした「売れる商品づくり」につなげようとするものです。

具体的には、デザイナー・パティシエ等プロの専門家と連携した商品開発に取り組む事業所に対して補助金を交付するものです。

※原則、提案段階でパートナーとなる専門家を確保いただくこととなります。

【「KOBE CREATORS NOTE」ウェブサイト】

神戸を中心に活躍するデザイナーやクリエイターの仕事や人となりを紹介し、市民や企業との出会いの場を提供するウェブサイトになります。取り組みを希望するが、事業所独自での確保の仕方がわからない、困難である場合などに、是非、ご活用ください。

（URL：<https://kobecreatorsnote.com/>）

※神戸市では「自主製品」を「ふれあい商品」と呼ぶこととしています。

補助対象事業所

市内の障害福祉サービス事業所

（就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護、地域活動支援センター）

※国や県等による補助金等の支援制度の対象となる場合は、本事業の対象となりません。

補助対象商品

販売を前提とした「売れる商品づくり」を目指すものであれば、商品の種類は問いません。

例えば、アクセサリーやおもちゃ、かばん等の雑貨品の開発・デザイン
お菓子・お弁当・加工食品等の開発 などなど

補助内容・補助件数

○補助内容：デザイナー・パティシエ等プロの専門家に対する報酬（企画・デザイン料、打合経費等）、試作品やポップパネルなど開発商品の販売促進ツール制作に係る経費（材料購入費）等として、50万円を上限に補助します。

（補助率10/10）。

※専門家は、個人・企業・団体を問いません（工賃向上を支援する企業や大学等でも差し支えありません）。

※複数の事業所が連携して1つの商品を開発する場合も1件とみなします。

○補助件数：3件（予定）

※提案内容を審査のうえ実施事業所を選定しますので、ご了承ください。

提出期限・提出書類

提出締切：令和4年6月30日（木）

- 神戸市「ふれあい商品」商品力向上支援制度補助金交付申請書（様式第1号）
- 神戸市「ふれあい商品」商品力向上支援制度企画書（所定様式）
- 費用の内訳書（所定様式）
- 連携するデザイナー等専門家に関する資料（プロフィール等の概要が分かるもの）
※既存の資料やホームページのプリントアウトで差し支えありません。
- その他、参考となる資料があれば併せて提出ください（事業所のパンフレットや申請内容の補足説明資料等）

<参考 URL>

神戸市 HP（ホーム）> 健康・医療・福祉 > 障害者福祉 > 障害者福祉トップ（利用者向け）> 障害者の就労サポート > 障害者が作る「ふれあい商品」の販売

<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/kenko/handicap/syakaikatdudou/jusan.html>

スケジュール

6月30日まで	申請書類提出締切（郵送に限る）
7月	実施事業所選定 ※実施事業所選定委員会を開催し、申請事業所からヒアリングを行い、実施事業者を選定します。 ※選定委員会には企業のバイヤーやクリエイターの方にも入っていただく予定にしています。
事業所選定後	専門家と連携した商品開発着手
3月	商品完成（その後、事業実績報告書の提出）

ご注意

○本事業は、あくまで「事業所主体による」「売れる商品づくり」を支援（補助金を交付）するものであり、事業所の責任において商品開発に取り組んでいただきます。

※年度内に一定の成果物に至らなかった場合や、事業の根幹に関わる部分に変更になった場合（正当な理由なく開発商品を変更する場合等）は、交付した補助金を返還いただくことがあります。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、書類審査のみ、もしくは、Webでのヒアリングとなる可能性があります。

○提出いただいた申請書類については、選定結果にかかわらず返却いたしません。

○申請は、1法人につき1件に限ります。

その他

○本事業は「神戸市「ふれあい商品」商品力向上支援制度補助金交付要綱」に基づき実施します。

○選定された事業所には、本市が実施する工賃向上に関するセミナーなどの事業にご協力いただくことを予定しています。

【お問い合わせ・ご相談等、申請書類の提出先】

神戸市福祉局障害福祉課 浅田・山口

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

電話：078-322-5228